

道路占用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 28 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第 25 号

道路占用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

道路占用料徴収条例施行規則（昭和 46 年岩手県規則第 38 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(占用料の特例)</p> <p>第 2 条 次の各号に掲げる占有物件に係る占有料の額は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>バス待合所</u> 条例で定める額の50パーセントに相当する額</p> <p>(4)～(9) [略]</p> <p>2 次に掲げる占有物件に係る占有料は、徴収しない。</p> <p>(1)～(19) [略]</p> <p>(20)・(21) [略]</p>	<p>(占用料の特例)</p> <p>第 2 条 次の各号に掲げる占有物件に係る占有料の額は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>削除</u></p> <p>(4)～(9) [略]</p> <p>2 次に掲げる占有物件に係る占有料は、徴収しない。</p> <p>(1)～(19) [略]</p> <p><u>(19の2) バス停留所に付随して設置されるベンチ、上屋及びバス待合所</u></p> <p>(20)・(21) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。